



水俣病特措法の救済措置申請受付は平成24年7月末までです。心当たりのある方は申請を。

平成24年5月11日  
17時00分現在  
環 境 省

## 東日本大震災について

※下線部は、平成24年4月27日17:00からの更新箇所

### 1. 一般廃棄物処理施設の被害状況

- ・一般廃棄物処理施設について、現在停止が確認された施設件数は別紙の通り。(10月12日16:00)

### 2. 災害廃棄物の収集・処理状況

- ・確認中

### 3. 環境省の体制

- ・情報収集・連絡体制の整備 (3月11日15:00)
- ・環境省緊急災害対策本部設置 (3月11日15:30)
- ・環境省災害廃棄物対策特別本部設置 (3月13日12:00)
- ・環境省現地災害対策本部設置 (3月20日)
- ・環境省福島環境再生事務所設置 (平24年1月1日)

### 4. 環境省の対応

#### (1) 環境省緊急災害対策本部会議の開催

- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第1回) (3月11日17:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第2回) (3月11日17:30)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第3回) (3月12日02:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第4回) (3月13日12:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第5回) (3月14日17:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第6回) (3月15日17:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第7回) (3月16日17:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第8回) (3月17日17:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第9回) (3月18日17:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第10回) (3月19日17:00)
- ・環境省緊急災害対策本部会議 (第11回) (3月20日17:00)

- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 12 回) (3 月 21 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 13 回) (3 月 22 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 14 回) (3 月 23 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 15 回) (3 月 24 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 16 回) (3 月 25 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 17 回) (3 月 28 日 11:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 18 回) (3 月 29 日 12:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 19 回) (3 月 30 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 20 回) (3 月 31 日 15:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 21 回) (4 月 1 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 22 回) (4 月 4 日 18:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 23 回) (4 月 5 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 24 回) (4 月 6 日 16:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 25 回) (4 月 7 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 26 回) (4 月 8 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 27 回) (4 月 11 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 28 回) (4 月 12 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 29 回) (4 月 13 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 30 回) (4 月 14 日 18:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 31 回) (4 月 15 日 16:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 32 回) (4 月 18 日 17:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 33 回) (4 月 19 日 13:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 34 回) (4 月 20 日 14:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 35 回) (4 月 21 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 36 回) (4 月 22 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 37 回) (4 月 25 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 38 回) (4 月 26 日 15:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 39 回) (4 月 27 日 12:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 40 回) (4 月 28 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 41 回) (5 月 2 日 17:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 42 回) (5 月 6 日 17:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 43 回) (5 月 9 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 44 回) (5 月 10 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 45 回) (5 月 11 日 15:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 46 回) (5 月 12 日 17:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 47 回) (5 月 13 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 48 回) (5 月 16 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 49 回) (5 月 17 日 16:00)

- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 50 回) (5 月 18 日 09:45)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 51 回) (5 月 20 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 52 回) (5 月 24 日 14:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 53 回) (5 月 27 日 15:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 54 回) (5 月 31 日 14:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 55 回) (6 月 3 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 56 回) (6 月 7 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 57 回) (6 月 10 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 58 回) (6 月 14 日 16:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 59 回) (6 月 17 日 16:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 60 回) (6 月 21 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 61 回) (6 月 24 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 62 回) (6 月 28 日 13:45)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 63 回) (7 月 1 日 14:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 64 回) (7 月 8 日 15:50)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 65 回) (7 月 15 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 66 回) (7 月 22 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 67 回) (7 月 29 日 15:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 68 回) (8 月 5 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 69 回) (8 月 12 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 70 回) (8 月 19 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 71 回) (8 月 26 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 72 回) (9 月 9 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 73 回) (9 月 16 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 74 回) (9 月 30 日 15:30)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 75 回) (10 月 7 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 76 回) (10 月 14 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 77 回) (10 月 21 日 18:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 78 回) (10 月 28 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 79 回) (11 月 4 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 80 回) (11 月 11 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 81 回) (11 月 18 日 17:40)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 82 回) (11 月 25 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 83 回) (12 月 2 日 16:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 84 回) (12 月 9 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 85 回) (12 月 16 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 86 回) (平 24 年 1 月 6 日 17:00)
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議 (第 87 回) (平 24 年 1 月 16 日 17:30)

- ・環境省緊急災害対策本部会議（第88回）（平24年1月20日16:30）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第89回）（平24年1月27日17:30）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第90回）（平24年2月6日15:30）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第91回）（平24年2月10日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第92回）（平24年2月17日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第93回）（平24年2月24日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第94回）（平24年3月2日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第95回）（平24年3月9日16:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第96回）（平24年3月16日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第97回）（平24年3月23日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第98回）（平24年3月30日16:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第99回）（平24年4月6日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第100回）（平24年4月13日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第101回）（平24年4月20日17:10）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第102回）（平24年4月27日17:00）
- ・環境省緊急災害対策本部会議（第103回）（平24年5月11日17:00）

## (2) 現地調査等

- ・樋高環境大臣政務官が宮城県を現地調査（3月20日～21日）
- ・清水大臣官房審議官が宮古市を現地調査（3月23日）
- ・災害廃棄物・現地調査団メンバーとして、樋高環境大臣政務官（団長）、清水大臣官房審議官、産業廃棄物課長が岩手県を現地調査（3月24日）
- ・清水大臣官房審議官が石巻市を現地調査（3月25日）
- ・樋高環境大臣政務官が岩手県を現地調査（3月26日～27日）
- ・樋高環境大臣政務官が岩手県災害廃棄物処理対策協議会（第1回）に出席（3月29日）。
- ・清水大臣官房審議官が相馬市、南相馬市を現地調査（3月30日）。
- ・南川事務次官が福島県災害廃棄物対策協議会（第1回）に出席（3月31日）。
- ・松本環境大臣（防災大臣兼務）が塩竈市、石巻市を現地調査（4月3日～4日）
- ・樋高環境大臣政務官が仙台市、南相馬市、相馬市を現地調査（4月5日）
- ・近藤環境副大臣がいわき市を現地調査（4月6日）
- ・渡邊自然環境局長が宮城県、岩手県を現地調査（4月6日～8日）
- ・樋高環境大臣政務官が千葉県旭市、茨城県大洗町を現地調査。（4月10日）
- ・森本大臣官房審議官が宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市、大船渡市を現地調査（4月13日～15日）

- ・ 樋高環境大臣政務官が青森県庁を訪問、八戸市内を現地調査（4月16日）
- ・ 松本大臣が岩手県庁を訪問。宮古市、大船渡市、陸前高田市を現地調査（4月16日～17日）
- ・ 清水大臣官房審議官が大槌町、釜石市、大船渡市を訪問（JAPICセミナー出席）（4月16日～18日）。
- ・ 樋高政務官が石巻市、南三陸町を現地調査（4月24日）。
- ・ 南川事務次官が福島県内の災害廃棄物に関し、当面の取扱いについて福島県副知事に説明。また、関係自治体を訪問。（5月2日）
- ・ 松本大臣が宮城県山元町、福島県新地町、相馬市を現地調査（5月4日）
- ・ 樋高政務官が宮城県気仙沼市、東松島市を現地調査。（5月7日）
- ・ 近藤環境副大臣が宮古市、盛岡市を現地調査（5月16日）。
- ・ 南川事務次官が福島第一原子力発電所 20km 圏内の災害廃棄物事前調査を実施。（7月22日）

### (3) 廃棄物対策

- ・ 政府調査団（宮城県）に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣（3月11日～）
- ・ 政府調査団（岩手県）に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣（3月12日～）
- ・ 政府調査団（福島県）に廃棄物・リサイクル対策部職員を派遣（3月12日～）
- ・ 全国の地方環境事務所に対し、地方自治体と連携し、一般廃棄物処理施設の被害状況及び災害廃棄物の発生・処理状況の情報収集を指示（3月11日 18:44）
- ・ 環境省緊急災害対策本部会議の下に、環境省災害廃棄物対策特別本部を設置し、廃棄物の処理の各県をまたぐ広域的総合調整のための体制を整備（3月13日）
- ・ （社）全国都市清掃会議に対し、自治体間協力の現場レベルでの支援の総合調整を要請。それを受け、全都清は、13日、会員市町村に対し、提供可能な人員・機材の把握及びその情報提供を依頼。また、14日、同法人内に対策本部が設置された。（3月14日）
- ・ 計画停電実施時における廃棄物処理施設の適切な運転管理の周知徹底について、関係都県廃棄物行政主管部局宛て通知。（3月13日）
- ・ 環境省災害廃棄物対策特別本部長（樋高政務官）より、各都市及び関係団体に対し、被災市町村の災害廃棄物の処理についての支援を要請。（3月14日）
- ・ 被災地のみならず関東一円においても、廃棄物収集車両の燃料が調達できず、燃料が枯渇しつつある状態。このため、これらの収集車両が優先給油できるよう、環境省災害廃棄物対策特別本部長（樋高政務官）より、政府緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）に対し、要請書を提出。（3月15日 14:00）

- ・漂流・漂着ごみの状況については、海上保安庁、国土交通省河川局等と連携して、情報収集を行っているところ。
  - ・海岸については、宮城県、岩手県、福島県、茨城県、千葉県等の一部海岸において引き続き、立入が難しい状況が継続中。宮城県、岩手県においては、多くの海岸において堤防が破堤・流失したとのこと。漂流・漂着物の量の把握は引き続き継続中であるが、多くの海岸において被害は甚大であるとのこと。
  - ・千葉県においては、とりわけ旭市、九十九里地域での被害が大きい模様。
  - ・衛星画像等を通じて、海岸の状況把握を実施中。衛星観測によれば、被害の激しい地域の海岸沖合に、漂流物が滞留している模様。津波により、海岸から相当量の構造物が流出している可能性有り。
  - ・北海道、青森県、三重県、高知県、宮崎県、沖縄県等の太平洋側の道県において、養殖漁具の流失・漂着等、広範囲に渡る被害事例が発生。
- ・パッカー車、バキュームカー、簡易トイレ等の派遣可能性を検討するよう業界団体等に依頼（3月12日11:50）
- ・宮城県仙台市において、災害廃棄物の仮置き場を設置し、受入が開始された。（3月15日9:00）
- ・20政令指定都市プラス東京都で災害協定を結んでおり、メンバーの仙台市に対して、各都市から多くの支援が寄せられている。（札幌市に情報集約中）
- ・神戸市より支援状況の連絡有り。具体的には災害用仮設トイレ390基を3月13日及び14日に神戸市から搬送、受入拠点である宮城県消防学校に15日午前中に搬入済み。また、パッカー車10台程度をはじめ高圧洗浄車、汚泥吸収車、バキュームカーの派遣、布施畑及び啖河環境センターで災害廃棄物をうけいれ可能な旨を20政令指定都市災害時相互応援に関する協定に基づき、取り纏めを行っている札幌市に報告済み。
- ・岩手県盛岡市が、ガソリン不足のため市内のごみ収集を停止。（3月15日）
- ・関東地域の廃棄物処理施設において、ばい煙処理・排水処理に必要な薬剤（塩酸、苛性ソーダ等）が今週末にも不足し、廃棄物処理が滞る恐れがあるとの相談が東京23区一部事務組合よりあり（3月15日）。
  - ・樋高政務官より、経済産業省田嶋政務官宛に廃棄物処理に必要な薬剤の供給についての要望書を発出。（3月17日）
- ・近藤副大臣から経産副大臣に廃棄物収集車両を優先給油対象とするよう要請書を発出。（3月16日）
- ・岩手県においてバキューム車26台が必要、燃料確保の見通しありとの連絡があり、全国環整連が21日から支援を開始する予定。（3月18日）
- ・宮城県知事より政府に対し、「大量の家屋や車などの私有財産の処分方針

- について考え方を示していただきたい」との要請があった。(3月17日)
- ・岩手県資源循環推進課より連絡有り、沿岸部は壊滅しており市町村は機能できない状況。災害廃棄物の処理は県が実施する旨の連絡あり。(3月17日)
  - ・環境省災害廃棄物対策特別本部長(樋高政務官)からの協力要請に対する各都市及び関係団体からのレスポンスの内容を環境省ホームページに公表。(3月17日) 協力要請を受けた全都清より、会員である仙台市を通じて、宮城県内の被災市町村への仮設トイレの供給を行っていく予定である旨連絡あり。(3月18日 14:00)
  - ・福島県現地対策本部より川崎市に対して簡易トイレ供給の要望が出され、これを受けて川崎市が簡易トイレ300個を供給済。(3月19日 17:00)
  - ・災害廃棄物の処理等の円滑な推進を図るために関係省が協力することを目的として、農林水産省、国土交通省及び環境省の三省で「東北地方太平洋沖地震に係る災害廃棄物の処理等に関する三省連絡会」の第1回会合を開催。(3月18日)
  - ・宮城県の応援部隊として、兵庫県庁の環境整備課の職員3名が現地に派遣された。(3月18日)
  - ・環境省災害廃棄物対策特別本部長(樋高政務官)より、関係機関(総務大臣政務官、法務大臣政務官、関係都道県知事)に対して、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理への協力を要請。(3月18日)
  - ・廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物の取扱いについてとりまとめ、関係都道県等に送付(3月19日)
  - ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理についてとりまとめ、関係都道県に送付。(3月20日)
  - ・被災地の私有財産を災害廃棄物として処理する前提として、所有権判断や処分方針などの法的問題について検討するため、「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」の第1回会議が開催された(座長:小川法務副大臣、当省近藤副大臣出席)。(3月21日)
  - ・宮城県及び仙台市より県内各市町(石巻市、気仙沼市、角田市、多賀城市、女川町、南三陸町)への仮設トイレ供給の要望があり、これに対して全都清(全国都市清掃会議)を通じて、仮設トイレ170基(川崎市120、名古屋市50)の供給を依頼。現在搬送中。(3月23日 16:00)  
(3月22日 14:00)
  - ・「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」の第2回会議が開催された(座長:小川法務副大臣、当省樋高政務官出席)。(3月23日 10:00)
  - ・「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」の第3回会議が開催された(座長:小川法務副大臣、当省樋高政務官出席)。(3月23日

17:30)

- ・岩手県では、陸前高田市、住田町、大槌町を除き一般廃棄物の収集が通常どおり又は一部再開（3月23日11:00）
- ・被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法について追加情報を取りまとめ、関係都道府県に送付。（3月23日19:00）
- ・東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣連名で、災害指定地域の都道府県知事宛通知。（3月25日）
- ・「被災者向け住宅供給の促進等に関する検討会議（第1回）」が開催された。（座長：池田国土交通副大臣）（3月28日15:00）
- ・「被災者等就労支援・雇用創出推進会議（第1回）」が開催された。（3月28日16:00）
- ・被災した自動車の処理について指針（事務連絡）を取りまとめ、関係都道府県に送付。（3月28日20:00）
- ・津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱について取りまとめ、関係都道府県等に送付。（3月28日）
- ・津波により被災した地域におけるトランス等のPCB廃棄物保管状況等の確認について、関係都道府県等に送付。（3月28日）
- ・岩手県災害廃棄物処理対策協議会の第1回協議会が開催された。協議会には樋高環境大臣政務官も出席。（3月29日13:30）
- ・「被災地の復旧に関する検討会議（仮称）（第1回）」が開催された。（座長：平野内閣府副大臣）（3月29日17:50）
- ・被災したパソコンの処理について取りまとめ、関係都道府県に送付。（3月30日17:30）
- ・災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱について取りまとめ、関係都道府県に送付。（3月30日）
- ・「被災者等就労支援・雇用創出推進会議（第2回）」が開催された。（3月31日11:30）
- ・福島県災害廃棄物処理対策協議会の第1回協議会が開催された。（3月31日13:30）
- ・冷凍冷蔵庫水産物の処理について、宮城県産業廃棄物協会から全国産業廃棄物連合会へ協力の要請。（4月2日）
- ・「災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例」について、総務省と連名で関係都道府県宛に通知。（4月4日）
- ・災害廃棄物の仮置き場への搬入状況は、別紙のとおり。（6月21日）
- ・「被災者等就労支援・雇用創出推進会議（第3回）」が開催された。（4月5日13:45）
- ・「被災者向け住宅供給の促進等に関する検討会議（第3回）」が開催され

た。(4月5日17:00)

- ・宮城県において冷凍水産物約 68,000t が腐敗し始めており、すべてを陸上処理することが困難であるため、約 35,000t を海洋投入処分したい旨要望があったところ。これを受けて、4月7日に海洋汚染防止法に基づく緊急告示を公布し、対象となる廃棄物の海洋投入を可能としたところ。
- ・「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ & A」をとりまとめ、関係都道府県宛に通知。(4月8日)
- ・災害廃棄物の処理及び災害 PCB 廃棄物処理に関し、専門家による実務的・技術的な支援体制を整備。その旨を、関係県市に送付。(4月12日)
- ・宮城県災害廃棄物処理対策協議会の第1回協議会が開催された(4月13日13:30)
- ・「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ & A (その2)」をとりまとめ、関係都道府県宛に通知。(4月13日)
- ・災害廃棄物処理有良取組事例集(グッドプラクティス集)をとりまとめた。(4月15日)
- ・「被災者向け住宅供給の促進等に関する検討会議(第3回)」が開催された。(4月20日18:45)
- ・東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について関係都道府県宛に通知。(4月21日)
- ・災害廃棄物の処理に係る留意事項をとりまとめ、関係県及び関係団体宛に通知。(4月25日)
- ・産業廃棄物処理業者に係る情報について、インターネットサイトを通じて検索が可能であることを関係地方公共団体に対し、周知を行った。(4月27日)
- ・東日本大震災による番号不明被災自動車の取扱いについてとりまとめ、各都道府県に通知。(4月27日)
- ・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の促進について関係県宛に通知。(4月30日)
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の公布・施行。環境省関連項目は次の4点。①災害廃棄物の処理費用に関する国庫補助率の嵩上げ、②廃棄物処理施設の災害復旧費用に関する国庫補助率の嵩上げ、③石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金の支払いの特例、④行方不明者の死亡推定による遺族給付の速やかな支給(公健法及び石綿救済法関係)。(5月2日)
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第六号の一般廃棄物の処理施設を定める政令の公布・施行。東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律法の対象となる一般廃棄物処理施設を定めるもの。(5月2日)

- ・災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱等の発出。東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業に係る補助金の執行のため、補助金交付要綱、同実施要領、同取扱通知を各都道府県宛て発出。今後、本交付要綱等に依り速やかに災害査定を行い、補助金を交付する予定。(5月2日)
- ・南川事務次官が福島県内の災害廃棄物に関し、当面の取扱について福島県副知事に説明。また、関係自治体を訪問。(5月2日)(再掲)
- ・福島県内の災害廃棄物の対応に係る説明会を、関係地方公共団体向けに開催。(5月4日)
- ・コンクリートくず等の災害廃棄物を安定型最終処分場に埋め立てる場合の手續の簡素化のための省令の公布・施行。(5月9日)
- ・福島県内の浜通り及び中通り(避難区域・計画的避難区域を除く)の仮置き場に集積されている災害廃棄物の放射性物質による汚染状況並びに仮置き場及びその周辺の空間線量率を把握するための調査を実施(5月9日~12日(予定))。
- ・仮置場における火災発生の防止について関係県宛に通知。(5月10日)
- ・災害廃棄物安全評価検討会(第1回)を開催(5月15日)
- ・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)を作成し公表。(5月16日)
- ・仮置場における留意事項について関係県宛に通知。(5月19日)
- ・東日本大震災に係る災害廃棄物の処理の迅速化について関係県宛に通知。(5月20日)
- ・東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について、交付要綱を作成し、各都道府県宛に発出。(5月20日)
- ・災害廃棄物安全評価検討会での検討結果を踏まえ、福島県浜通り及び中通り地方の10町村について災害廃棄物の処理を再開することを公表。(5月27日)
- ・各都道府県(岩手、県宮城県、福島県を除く)及び各政令指定都市宛に東日本大震災に係る人的支援について依頼。(5月27日)
- ・災害等廃棄物処理事業費国庫補助金取扱通知を改正し、諸経費、事務費を補助対象とする旨、通知した。(5月27日)
- ・災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進すべく、被災地の現状や問題点の把握及びこれらを踏まえた必要な助言を行うため、環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる巡回訪問を実施。(5月30日~6月17日(第1陣))
- ・「産廃ネット・さんぱいくん」において災害廃棄物処理業者の検索システムの運用を開始したことを関係県宛通知。(5月30日)
- ・「津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器の取扱について」(3月28日)を拡充し、関係都道県等に送付予定。(5月31日)

- ・災害等廃棄物処理事業の実地調査について各都道府県宛てに通知。今後、この通知に基づき、順次補助金の概算払を進める予定。(5月31日)
- ・各中核市(いわき市を除く)宛に東日本大震災に係る人的支援について依頼。(6月3日)
- ・「東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取扱いに関するQ & A(その3)」をとりまとめ、関係都道府県宛に通知。(6月3日)
- ・災害廃棄物安全評価検討会(第2回)を開催(6月5日)
- ・「東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について」をとりまとめ、関係県に送付。(6月13日)
- ・岩手県において、水産物が腐敗し周辺環境への悪影響が懸念されているところ、岩手県との協議の結果、岩手県が腐敗水産物の海洋投入処分を行うこととし、緊急的に海洋投入処分が行えるよう6月17日付で海防法に基づく告示を発出(6月17日)。
- ・「災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策について(依頼)」を関係県宛に通知。(6月17日)
- ・岩手県災害廃棄物処理対策協議会の第2回協議会を開催予定。(6月20日13:00)
- ・災害廃棄物安全評価検討会(第3回)を開催(6月19日)
- ・岩手県災害廃棄物処理対策協議会の第2回協議会を開催。(6月20日13:00)
- ・災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱を改正し、平成22年度標準税収入を用いて暫定的に補助額を算出する旨、通知した。(6月21日)
- ・福島県内の災害廃棄物の処理の方針を取りまとめ、災害廃棄物処理に係る説明会を福島市で開催(6月23日)
- ・東北地方及び関東地方等の関係都県に対して、一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いに関する文書を発出。(6月28日)
- ・被災市町村が災害廃棄物処理を委託する場合に受託者による処理の再委託を認めることを内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定(7月5日)
- ・関係県、政令指定都市に対して「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)について」(補遺)の文書を国土交通省、農林水産省との連名で発出。(7月6日)
- ・環境大臣が市町村に代わって災害廃棄物を処理することを可能とする特例を定める「東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案」を閣議決定(7月8日)
- ・災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進すべく、環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる第2回巡回訪問を実施。第1回目のフォローアップを行うとともに、二次処理以降の課題に重点を置いて各市

- 町村へヒアリングを行う。(7月12日~7月29日)
- ・「東日本大震災津波堆積物処理指針」を関係県宛に通知(7月13日)
  - ・「東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について」を関係県宛に通知(7月13日)
  - ・災害廃棄物安全評価検討会(第4回)を開催(7月14日)
  - ・「災害廃棄物処理優良取組事例集(グッドプラクティス集)(7月15日版)」を公表。(7月15日)
  - ・「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業における害虫駆除等の取扱いについて」を関係県宛に通知(7月25日)
  - ・第2回宮城県災害廃棄物処理対策協議会市町村等部会を開催。(8月4日)
  - ・災害廃棄物安全評価検討会(第5回)を開催(8月10日)
  - ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」をとりまとめ、関係都道府県宛に通知。(8月11日)
  - ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行。「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法の施行について(通知)」を各都道府県宛に発出。(8月18日)
  - ・災害廃棄物安全評価検討会(第6回)を開催(8月27日)
  - ・災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進すべく、環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる第3回巡回訪問を実施予定。第2回目のフォローアップを行うとともに、二次処理以降の課題に重点を置いて各市町村へヒアリングを行う。(8月30日~9月8日)
  - ・「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」をとりまとめ、各都道府県宛に通知(8月29日)
  - ・「災害廃棄物の処理における労働安全衛生対策に係る発注者の配慮等について」を関係県宛に通知(8月30日)
  - ・「8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について」をとりまとめ、各都道府県宛に通知(8月31日)
  - ・「平成23年度公共工事における土量調査等について」事務連絡を国土交通省、農林水産省と連名で関係都道府県宛に発出(9月13日)
  - ・「廃棄物最終処分場における焼却灰等の埋立処分について(注意喚起)」を各都道府県宛に発出(9月21日)
  - ・「仮置場における火災予防について(再周知)」を関係県宛に通知(9月21日)
  - ・「災害廃棄物中の石綿含有廃棄物等の処理等について(パワーポイント資料)」を岩手県、福島県、いわき市に送付。(9月22日)(宮城県は、上記9月14日の災害廃棄物処理対策協議会市町村等部会で説明済み)
  - ・災害廃棄物安全評価検討会(第7回)を開催(9月25日)
  - ・「仮置場における火災予防について(再周知)補遺」を関係県宛に通知(9

月 28 日)

- ・「一般廃棄物焼却施設から排出される放射性セシウムを含む焼却灰の処理について」をとりまとめ、各都道府県宛に発出（9月28日）
- ・「東京都における災害廃棄物の広域処理について」発表（9月28日）
- ・環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる第3回巡回訪問の結果についてとりまとめ（9月30日）
- ・「災害廃棄物の広域処理推進会議」を開催予定（10月4日）
- ・「災害廃棄物の広域処理推進会議」を開催（10月4日）
- ・「東日本大震災により被災した消火器の処理について」を関係県宛に発出（10月7日）
- ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査」を関係都道府県に依頼（10月7日）
- ・災害廃棄物安全評価検討会（第8回）を開催（10月10日）
- ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」を改訂し、関係都道府県宛に通知。（10月11日）
- ・「災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドラインに関するQ & Aについて」をとりまとめ、各都道府県宛に通知。（10月21日）
- ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の促進について」を関係都道府県宛に発出（11月2日）
- ・災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進すべく、環境省職員、研究者及び技術者で構成するチームによる第4回巡回訪問を実施予定。第3回目のフォローアップを行うとともに、仮置き場の火災防止等の課題に重点を置いて各市町村へヒアリングを行う。（11月第2週以降）
- ・「災害廃棄物の広域処理に係る現地意見交換会」を岩手県宮古市にて開催（11月18日）
- ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」を改訂し、関係都道府県宛に発出。（11月18日）
- ・「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針について」関係道県に発出予定。（11月18日）
- ・「災害廃棄物の広域処理に関する細野環境大臣ビデオメッセージについて（周知）」関係都道府県宛に発出。（11月22日）
- ・東京都が宮城県女川町の災害廃棄物の受入を発表（11月25日）
- ・「警戒区域及び計画的避難区域内にある災害廃棄物の移動について」を福島県に発出（11月28日）
- ・「建築物等の解体工事に係る発注時における石綿飛散防止対策の徹底について」を関係県宛てに通知（産業廃棄物課長・大気環境課長連名通知）（11月28日）

- ・東日本大震災復興対策本部（第10回）において「各府省の事業計画及び工程表」を公表（11月29日）
- ・「平成23年度地域環境保全対策費補助金（再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金）及び災害廃棄物処理促進費補助金（災害等廃棄物処理基金）交付要綱の制定について」を関係道県に通知（11月30日）
- ・「再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金及び災害等廃棄物処理基金の実施について」を関係道県に通知（11月30日）
- ・災害廃棄物安全評価検討会（第10回）を開催（12月2日）
- ・環境省職員・研究者・技術者チームの第4回巡回訪問の結果について取りまとめ（12月9日）
- ・「東日本大震災により被災した建築物等の解体工事に係るアスベスト対策の徹底について」を関係県に通知（12月15日）
- ・災害廃棄物安全評価検討会（第11回）を開催（12月25日）
- ・「管理された状態での災害廃棄物（コンクリートくず等）の再生利用について」を福島県宛に発出（12月27日）
- ・放射性物質汚染対処特措法に基づく特定廃棄物等の処理方法を具体的に説明する「廃棄物関係ガイドライン」（第1版）を公表し、全国の自治体に周知（12月27日）
- ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」を改訂し、関係都道府県宛に発出。（平24年1月11日）
- ・災害廃棄物の広域処理に関するホームページを開設し、事務連絡を関係都道府県宛に発出。（<http://kouikishori.env.go.jp>）（平24年1月16日）
- ・「薪ストーブ等を使用した際に発生する灰の取扱いについて」を関係8県に通知（1月19日）
- ・「事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に係る留意事項について」を全国都道府県・政令市に通知（1月20日）
- ・「指定廃棄物の処理に向けた基本的な考え方について」を全国都道府県・政令市に通知（1月20日）
- ・細野環境大臣が宮城県を訪問し、石巻市の災害廃棄物の仮置場、仙台市の仮設焼却炉の視察及び宮城県知事との意見交換を行う予定（1月28日）。
- ・秋田県と岩手県が「災害廃棄物の処理に関する基本協定」を締結（2月7日）
- ・宮城県仙南地区における一般家庭等で使用される薪及び薪の灰の調査結果について発表予定（2月10日）
- ・宮城県及び青森県が、青森県内における気仙沼市の災害廃棄物の処理について発表（2月17日）
- ・東北地方及び関東地方における一般家庭等で使用される薪及び薪の灰等

- の調査結果について（2月24日）
- ・「薪ストーブ等に使用する薪及びその使用に伴い発生する灰の取扱いについて」を関係8県に通知（2月24日）
  - ・3月1日に女川町災害廃棄物の広域処理本格開始　メディア視察会を開催（2月24日）
  - ・第2回災害廃棄物の広域処理に係る現地視察・意見交換会を開催予定（3月15日）
  - ・新地町長、相馬市長から災害廃棄物処理の特措法に基づく正式な代行要請の申請書が接到（3月15日）
  - ・野田総理及び細野環境大臣より、災害廃棄物処理の特措法に基づく受入れ要請の文書を、都道府県等に対し発出予定（3月16日）
  - ・野田総理及び細野環境大臣より、災害廃棄物処理の特措法に基づく受入れ要請の文書を、群馬県、神奈川県、静岡県、の3県及び、同県内の5政令市に対し発出（3月23日）
  - ・新地町長、相馬市長に対し、災害廃棄物処理の特措法に基づく代行を実施する旨の通知書を発出（3月23日）
  - ・災害等廃棄物処理事業費国庫補助金取扱通知を改正し、住民の安心のための放射能測定費、住民説明会等の費用、減価償却費相当額を補助対象とする旨、通知した。（3月29日）
  - ・野田総理及び細野環境大臣より、災害廃棄物処理特措法に基づく受入れ要請の文書を、青森県、秋田県、山形県、埼玉県、大阪府の5府県及び、同府県内の3政令市に対し発出（3月30日）
  - ・災害廃棄物の広域処理に関する要請に対する回答及び今後の取組方針について、関係閣僚会合にて報告（平24年4月17日）
  - ・東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項の規定を実施するため、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等について告示（平24年4月17日）
  - ・「仮置場における火災発生防止並びに害虫及び悪臭への対策について（再周知）」を関係各県宛に通知（平24年4月19日）
  - ・災害廃棄物の広域処理に対する支援策について整理（平24年4月20日）
  - ・細野環境大臣が宮城県知事及び岩手県知事と面会し、内閣総理大臣による協力要請結果を踏まえた今後の災害廃棄物の広域処理の推進について文書を手交し意見交換を行った。（平24年4月23日）
  - ・「内閣総理大臣による協力要請結果を踏まえた今後の災害廃棄物の広域処理の推進について」を、平成24年3月16日付の協力要請に対する回答をいただいた35道府県知事及び10政令市長宛に発出。（平24年4月23日）

(4) 自然環境（国立公園、動物）

【被災ペット】

- ・(財)日本動物愛護協会に対して、被災地での動物救護に関する情報収集、対応方針等についての連絡を要請（3月11日19:30）
- ・(財)日本動物愛護協会、(社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会及び(社)日本獣医師会が「緊急災害時動物救援本部」を立ち上げ（3月14日15:00）、義援金の募集を開始。
- ・樋高大臣政務官より、動物愛護の関連15団体に向けて、緊急災害時動物救援本部が行う被災地における家庭動物の保護・収容及び適正な飼養への支援に係る協力要請についての文書発出（3月14日21:30）。
- ・ペットフードメーカーが仙台市内の拠点に救援物資を搬送（3月18日）。
- ・首都圏へ避難した被災者のペットの一時預かりについて、日本動物福祉協会が相談窓口となって受け入れ先の紹介を実施。
- ・保健所等で保護されたペットが平時と同様に数日で殺処分されているとの風評が流れており、これに対し被災自治体に確認の上事実でない旨ホームページ上で発表（3月23日）。
- ・日本愛玩動物協会の仲介により、福島原発周辺の被災者同伴のペットについて、千葉県市川市内の施設において受入れを開始。（3月28日）
- ・緊急災害時動物救援本部第2回臨時会議に出席し、現状と今後の取組の方向性について関係団体と情報共有を図った。（3月30日）
- ・環境省において、動物用ケージ1,777個、テント24張を購入し、4月中に被災自治体に配付すべく準備中（3月31日）
- ・環境省動物愛護管理室より職員1名を緊急災害時動物救援本部に派遣（4月1日～5月2日）
- ・緊急災害時動物救援本部第3回臨時会議に出席し、義援金の配分等について関係団体と協議した。（4月4日）
- ・陸前高田市及び釜石市は仮設住宅でのペット連れ入居を可とする方針を示しており、岩手県はケージ等の物資やアドバイス等の支援を行う考え。（4月8日）
- ・緊急災害時動物救援本部が、本部内に救援推進部を設置し義援金交付の申請受付を開始。また、この案内を被災自治体及び動物愛護の関連14団体に文書にて発出。（4月11日）
- ・緊急災害時動物救援本部より、被災自治体に向けて仮設住宅でのペット連れ入居についての配慮要請。（4月13日）
- ・地域の優良取組事例を被災自治体等に周知すべく、グッド・プラクティス集を作成し、ホームページに掲載した。（4月14日）
- ・宮城県、岩手県、福島県の3県で自治体、地方獣医師会及び動物愛護団体等と協働して動物の救護を行う体制が整った。（4月15日）

- ・ 岩手県災害時被災動物救援本部：岩手県、岩手県獣医師会及び 10 動物愛護団体で構成。本部は獣医師会事務局。3 月 22 日設置。
- ・ 宮城県緊急災害時被災動物救援本部：宮城県と宮城県獣医師会で構成。本部は県獣医師会。3 月 18 日設置。
- ・ 仙台市被災動物救護対策臨時本部：仙台市、仙台市獣医師会及び NPO 法人 2 団体で構成。臨時本部は市獣医師会。3 月 25 日設置。
- ・ 福島県動物救護本部：福島県、いわき市、郡山市、福島県獣医師会及び動物愛護団体で構成。4 月 15 日設置。
- ・ ペットフード協会加盟の 88 社のうち 39 社より、総計約 293 トン（犬用 196 トン、猫用 95 トン、ウサギ用 2 トン）のペットフードの支援の申し出があった。計 130 トンを宮城県、岩手県、福島県、山形県、茨城県、新潟県へ発送済み。残り約 163 トンは提供の準備中。（6 月 23 日）
- ・ 緊急災害時動物救援本部第 4 回臨時会議に出席し、警戒区域内への一時立ち入り時のペット持ち出し及び救護について、関係団体と協議した。（4 月 18 日）
- ・ 被災ペット救出のための福島第一原発から半径 20 km 圏内への立ち入りについて、原子力災害現地対策本部の通知に基づき、立ち入らないようホームページ上で発表。（4 月 19 日）
- ・ 環境省において、平成 23 年度本予算で、被災自治体の設置する動物収容・譲渡施設の整備に関する補助について自治体と調整中。（4 月 21 日）
- ・ 環境省と福島県で警戒区域内のペットの救護について打合せ。（4 月 22 日）
- ・ 環境省において動物用ケージ 118 個、テント 32 張を追加で購入し、合計で動物用ケージ 1,895 個、テント 56 張を用意。このうち動物用ケージ 1,398 個、テント 56 張を被災自治体及び被災者受入自治体等に発送中。動物用ケージの残り 497 個は提供の準備中（4 月 22 日）
- ・ 緊急災害時動物救援本部第 5 回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しに係る具体的な実施手順等について関係団体と協議した。（4 月 25 日）
- ・ 緊急災害時動物救援本部の物資集積拠点として新宿御苑内にプレハブ小屋を設置（4 月 27 日）
- ・ 福島県が福島第一原子力発電所から半径 20 km 圏内の放置されたペット動物の実態調査等を開始。初日の 4 月 28 日は環境省担当者 2 名も同行。調査は 5 月 2 日まで 5 日間の予定。（4 月 28 日）
- ・ 緊急災害時動物救援本部が宮城県緊急災害時被災動物救護本部、福島県動物救護本部及びいわき市動物救援本部に対し、義援金の交付を決定（4 月 28 日）
- ・ 緊急災害時動物救援本部第 6 回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しに係る実施計画等について関係団体と協議した。（5 月 2

日)

- ・新宿御苑に設置した緊急災害時動物救援本部の物資集積拠点にペットフード等の救援物資を搬入した。(5月4日)
- ・緊急災害時動物救援本部第7回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しについて関係団体と協議した(5月6日)
- ・環境省動物愛護管理室より職員1名を原子力災害現地対策本部に派遣。(5月7日～)
- ・福島県及び原子力災害現地対策本部と警戒区域からのペットの連れ出しについて打合せを行った(5月7、8日)
- ・緊急災害時動物救援本部第8回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しについて関係団体と協議した(5月9日)
- ・警戒区域からのペットの保護、回収活動について、5月10日からの住民の一時立入りと連動して、環境省及び福島県が全面的に協力し、緊急災害時動物救援本部の協力を得て合同で実施。保護、回収したペットは福島県の収容施設に収容。
  - ・ 5月10日 川内村にて事前巡回調査を実施。
  - ・ 5月11日 川内村にてペットを回収
  - ・ 5月12日 川内村及び葛尾村において、住民への事前説明及び聞き取り
  - ・ 5月13日 川内村及び葛尾村にてペットを回収
  - ・ 5月22日 田村市にてペットを回収。東京都が保護活動を支援。
  - ・ 5月23日 田村市にてペットを回収。東京都が保護活動を支援。
  - ・ 5月25日～ 環境省が委嘱した獣医師が保護活動を支援
  - ・ 5月25日 南相馬市及び富岡町にてペットを回収
  - ・ 5月26日 双葉町及び浪江町にてペットを回収
  - ・ 5月27日 南相馬市、双葉町及び浪江町にてペットを回収
  - ・ 6月4日 浪江町及び大熊町にてペットを回収
  - ・ 6月5日 浪江町及び大熊町にてペットを回収
  - ・ 6月6日 富岡町、楡葉町、大熊町、双葉町及び浪江町にてペットを回収
  - ・ 6月7日 南相馬市、富岡町及び楡葉町にてペットを回収
  - ・ 6月8日 南相馬市、富岡町及び楡葉町にてペットを回収
  - ・ 6月9日 楡葉町、富岡町、大熊町及び双葉町にてペットを回収
  - ・ 6月10日 大熊町にてペットを回収
  - ・ 6月11日 大熊町、双葉町及び浪江町にてペットを回収
  - ・ 6月12日 大熊町、双葉町及び浪江町にてペットを回収
  - ・ 6月14日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペットを回収。兵庫県が保護活動を支援(～18日まで)

- 6月15日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペットを回収
- 6月18日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペットを回収
- 6月19日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペットを回収
- 6月21日 大熊町、双葉町及び浪江町にてペット回収
- 6月22日 大熊町、双葉町及び浪江町にてペット回収
- 6月25日 大熊町、双葉町及び浪江町にてペットを回収
- 6月26日 大熊町、双葉町及び浪江町にてペットを回収
- 6月28日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペットを回収。兵庫県が保護活動を支援
- 6月29日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペットを回収
- 7月1日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
- 7月2日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
- 7月6日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収。栃木県が保護活動を支援
- 7月7日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収。栃木県が保護活動を支援
- 7月9日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
- 7月10日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
- 7月14日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収。東京都及び長野県が保護活動を支援（～16日まで）
- 7月15日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収
- 7月16日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
- 7月17日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収。東京都が保護活動を支援
- 7月21日 名古屋市が保護活動を支援（～25日まで）
- 7月22日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収。神奈川県が保護活動を支援（～25日まで）
- 7月23日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収
- 7月24日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
- 7月25日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
- 7月30日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収。栃木県（～31日）及び長野県（～8月2日まで）が保護活動を支援
- 7月31日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収。川崎市が保護活動を支援（～8月13日まで）
- 8月1日 南相馬市、楡葉町及び富岡町にてペット回収。群馬県が保護活動を支援（～4日まで）
- 8月2日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収。静岡県が保護活動を支援（～4日まで）

- ・ 8月3日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
  - ・ 8月4日 浪江町、大熊町及び双葉町にてペット回収
  - ・ 8月6日 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペット回収。山梨県が保護活動を支援（～9日まで）
  - ・ 8月7日 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペット回収。茨城県が保護活動を支援（～9日まで）
  - ・ 8月8日 南相馬市及び富岡町にてペット回収。
  - ・ 8月9日 浪江町、大熊町、双葉町及び富岡町にてペット回収。
  - ・ 8月10日 浪江町、大熊町、双葉町及び富岡町にてペット回収。
  - ・ 8月11日 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペット回収。
  - ・ 8月12日 南相馬市、檜葉町及び富岡町にてペット回収。
  - ・ 8月20日 南相馬市、檜葉町、富岡町及び浪江町にてペット回収。
  - ・ 8月26日 南相馬市、浪江町にてペット回収。住民の一時立入りに連動した警戒区域内のペット保護・回収活動は終了。これまでの保護数は、犬 300 頭、猫 191 頭。
  - ・ 警戒区域からのペットの保護、回収活動について、住民の一時立入りが一巡したことから、住民の一時立入りに連動したペットの保護活動は終了。9月1日から、環境省及び福島県が全面的に協力して放浪犬・猫の保護活動を実施。保護したペットは福島県の収容施設に収容。（9月1日）
- 
- ・ これから警戒区域内への住民の一時立入りを実施する7市町長あてに、ペットの保護回収にかかる協力依頼の文書を発出（5月13日）
  - ・ 都道府県・政令市・中核市及び日本獣医師会に対し、警戒区域への住民の一時立入りに伴い実施するペットの保護活動にかかる人材確保への協力依頼の文書を発出（5月13日）
  - ・ 緊急災害時動物救援本部第9回臨時会議に出席し、警戒区域からのペットの連れ出しについて関係団体と協議した（5月16日）
  - ・ 自然環境局長が27日に警戒区域からのペットの保護活動の様子を現地調査。28日には緊急災害時動物救援本部長及び福島県食品生活衛生課長と連絡会議を実施。また、県保健福祉部長と意見交換。（5月27、28日）
  - ・ 福島市内の避難所に、県獣医師会及びペット小売業者等が協力して、避難者のペットの管理施設を設置。（6月6日）
  - ・ 環境省、福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部等の関係団体が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を福島市内で行った。（6月27日）
  - ・ 環境省、福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部の関係者が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を福島市内で

- 行った。(7月21日)
- ・環境省、福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部の関係者が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を福島市内で行った。(7月27日)
  - ・環境省、福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部の関係者が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を福島市内で行った。(8月5日)
  - ・環境省、福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部の関係者が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を福島市内で行った。(8月12日、19日)
  - ・環境省、福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部の関係者が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を福島市内で行った。(8月29日)
  - ・警戒区域からのペットの保護、回収活動について、住民の一時立入りが一巡したことから、住民の一時立入りに連動したペットの保護活動は終了。9月1日から、環境省及び福島県が全面的に協力して放浪犬・猫の保護活動を実施。9月3日から16日の間に犬10頭、猫3頭を保護。保護したペットは福島県の収容施設に収容。(9月1日)
  - ・環境省、福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部の関係者が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を福島市内で行った。(9月12日)
  - ・環境省、福島県、福島県獣医師会、緊急災害時動物救援本部の関係者が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る調整会議を福島市内で行った。(10月5日)
  - ・環境省及び福島県は、5月10日以降実施している警戒区域内からの被災ペット(犬及び猫)の保護活動に関する中間報告を公表。(10月31日)
    - ・住民の一時立入りに伴い実施した保護・回収活動において、犬300頭、猫191頭を保護。(5月10日～8月26日)
    - ・住民等から寄せられた被災犬及び猫の情報等を基に、警戒区域内における状況調査を行い、犬14頭、猫15頭を保護。(8月31日～10月23日)
    - ・他の自治体の協力を得ながら、警戒区域内の放浪犬及び猫の一斉保護を実施。兵庫県が保護活動を支援。(10月24日～11月20日)
  - ・福島県及び原子力災害現地対策本部と警戒区域からの被災ペットの保護活動について打合せを行った(11月4日)
  - ・環境省及び福島県は、10月24日以降、警戒区域内の放浪犬及び猫の一斉保護を実施。これまでに兵庫県、京都府、長野県、川崎市、徳島県、鳥取県及び栃木県が保護活動を支援。(11月18日)

- ・環境省及び福島県は、民間団体による被災ペットの保護を目的として警戒区域内の立入りについて、立入り基準等を定めたガイドラインを作成、公表した。(12月5日)
- ・自然環境局長が、警戒区域から保護したペットを飼育管理しているシェルターの様子を現地調査し、緊急災害時動物救援本部長、福島県保健福祉部長、同食品生活衛生課長及び福島県獣医師会長と意見交換。(12月7日)
- ・12月8日までに、ガイドラインに基づき警戒区域内でのペットの保護計画を承認した団体は2件のみ。12月7日に立入りを行った団体により、被災ペットの保護に必要な器具機材以外の物品の持ち込みがあったことから、当該団体を嚴重注意処分とした。(12月9日)
- ・平成23年12月7日(水)から27日(火)まで、ガイドラインに基づき、民間団体による警戒区域内の被災ペットの保護活動が実施された。保護計画書が承認され、保護活動を実施した団体は計16団体。この活動により犬34頭、猫298頭が保護された。(1月6日)
- ・平成24年1月29日から実施される3巡目一時立入りにおいて、一定の条件を満たした住民の方々が自らペット(犬及び猫)を持ち出せるように関係機関と調整し、公表した。(平24年1月26日)
- ・環境省は、福島県と協力して、平成24年3月1日(木)から19日(月)まで、期間を3回に分けて警戒区域内の犬及び猫の集中保護を実施することを公表した。(平24年2月28日)
  - ・第1回目の保護活動には、栃木県、滋賀県、愛媛県及び川崎市が支援。
  - ・第2回目の保護活動には、東京都、静岡県、京都府、鳥取県、青森市、横浜市が支援。
  - ・第3回目の保護活動には、神奈川県及び徳島県が支援。
- ・環境省及び福島県は、平成24年3月1日から19日まで実施した保護活動の結果を公表。本活動により、犬13頭、猫93頭を保護。保護した被災ペットは福島県のシェルター(動物飼養施設)に收容し、福島県動物救護本部のホームページ上に掲載して、元の飼い主を捜索。(平24年3月27日)
- ・環境省、福島県及び福島県獣医師会が集まり、警戒区域からのペットの保護活動に係る打合せを福島市内で行った。(平24年4月19日)

#### 【被災者等の受入れ】

- ・国民公園の施設において帰宅困難者を受け入れ
  - ・楠公休憩所(100人程度收容(3月11日00:40現在))
    - (約80人が朝まで滞在し、3月12日10時現在10人、引き続き開放中→3月12日11時頃全員退去)

- ・和田倉休憩所（60人程度収容（3月11日00:40現在））  
（約30人が朝まで滞在し、3月12日10:00現在20人、現在の滞  
在者が退出した時点で閉館予定→3月12日11時頃全員退去）
- ・北の丸休憩所（230人程度収容（3月11日00:40現在））  
（約200人が朝まで滞在し、3月12日9:15全員退去）
- ・新宿御苑（200人程度収容（3月11日00:40現在））  
（約140人が朝まで滞在し、3月12日08:35全員退出し閉園）
- ・樋高大臣政務官より、財団法人休暇村協会等に対し、被災者の方々の避  
難場所の提供に係る協力要請についての文書発出（3月14日22:00）。
- ・3月28日、観光庁が行う災害救助法の枠組みを活用した被災者の方々の  
旅館・ホテル等への受入れ支援の取組について、避難場所提供の協力要  
請を行った団体等に情報提供。
- ・これまでに財団法人休暇村協会が以下の取組を実施。
  - 休暇村陸中宮古：3月12日～4月12日、被災者の方々の受入れ。
    - 4月12日～避難者は宮古市総合体育館へ移動。
    - 4月15日～仮設住宅入居までの一次移送施設として  
22世帯46名の受入れを決定。また、病院・工事関係  
者ら80名程度の受入開始。
    - 3月22日～近隣の方や避難所（崎山小学校）に避難  
されている方を対象に大浴場を無料開放。
    - 3月12日～避難所（崎山小学校）で炊出し支援  
→地元の申し出により3月21日で終了。
  - 休暇村羽黒：3月17日～30日、南相馬市の老人ホーム入所者の受入れ。
  - 休暇村気仙沼大島：4月1日～島民の方を対象に浴場を無料開放。
    - 3月19日～地元からの要請を受け、地域の被災者の方々の受入れ準備開始。
    - 3月29日、気仙沼大島は上水が不足していることか  
ら、避難所（大島小学校等）に対して無洗米を寄付  
することを決定し、4月13日370kg分が到達）
    - 4月7日、休暇村の車両3台を気仙沼市に無償貸与。
    - 5月3日～市の要請により、仮設住宅入居までの二  
次避難所として20世帯57名を受入れ。
    - 5月9日、多目的広場に仮設住宅建設着工開始。（島  
内62戸のうち25戸建設予定）
  - 休暇村裏磐梯：4月12日～、福島県の要請により被災者78名（県外避  
難中の大熊町住民）の受入れを開始。
- ・これまでに社団法人国民宿舎協会が以下の取組を実施。
  - 3月15日～、(社)国民宿舎協会に所属する国民宿舎が被災者の方々の

受入れを実施。

4月19日、岩手県野田村役場において炊出しを実施（昼夜500食分）

#### 【危険動物】

- ・ 関係自治体に対して、動物園、ペットショップ等から危険動物の逸走事案等に係る情報提供を要請（3月11日18:30）危険な動物の逸走の報告はなし（3月15日10:00）。
- ・ (社)日本動物園水族館協会からの聞き取り（3月13日16:00）によると、同協会所属の動物園・水族館においては「危険な動物の逸走はなし」とのこと（3月14日17:00）。
- ・ (社)日本動物園水族館協会所属の動物園・水族館以外の主な4つの動物園に個別に確認したところ「大きな建物被害なし、逸走動物なし」との情報（3月13日16:00）。

#### 【被害状況】

- ・ 陸中海岸国立公園
  - ・ 北山崎園地（田野畑村）：展望施設等に被害なし。
  - ・ 宮古姉ヶ崎園地（宮古市）：海岸遊歩道等が津波により流出。立入禁止措置。
  - ・ 中の浜野営場（宮古市）：全施設が被災及び津波により流出。立入禁止措置。
  - ・ 浄土ヶ浜ビジターセンター（宮古市）：建物に大きな被害なし。立入禁止措置。
  - ・ 気仙沼大島園地・野営場（気仙沼市）：園地の一部施設（四阿、海岸遊歩道）が被災。立入禁止措置。
- ・ 野生生物施設関係
  - ・ 下北西部鳥獣保護区管理舎、小湊鳥獣保護区観察舎、大湊草原鳥獣保護区管理棟：被害なし。
  - ・ 伊豆沼鳥獣保護区管理センター：建物に大きな被害なし。
- ・ 鳥獣保護区関係
  - ・ 国指定鳥獣保護区の被災状況や動物の生息状況等について、3月下旬から現地調査を実施。
  - ・ 宮城県中央東部海岸に位置する仙台海浜鳥獣保護区においては、保護区内の堤防、護岸が数カ所決壊し、松林や砂浜が消失。
  - ・ 岩手県の日出島及び三貫島鳥獣保護区においては、オオミズナギドリ等の生息を確認。水鳥の生息数・飛来数について、継続して把握に努める。
- ・ 皇居外苑

- ・ 祝田橋付近の石垣の一部にズレが発生。応急処置実施とともに立入規制措置。
- ・ 桜田門の門扉及び屋根瓦の一部が破損。応急措置実施(4月14日)。
- ・ 桜田濠の石垣の一部が崩落。
- ・ 代官町通り遊歩道の一部に亀裂。通行規制措置。
- ・ 新宿御苑
  - ・ 日本庭園の灯籠7基が倒壊。立入規制措置。
  - ・ その他施設内壁のひび割れ、池護岸の損傷、路面に亀裂等。
- ・ 生物多様性センターの施設は被害なし

#### 【自然公園内の環境モニタリング調査】

- ・ 自然公園内にある湧き水など公園利用者の飲用の水について、放射性物質モニタリングを行い(10月28日～11月18日)、調査結果(全地点において不検出)を公表(12月2日)。
- ・ 日光国立公園内の公園事業施設の放射線測定結果及び自然公園内にある湧き水など公園利用者の飲用の水について、放射性物質モニタリングを行い(平23年12月6日～12月20日)、調査結果(全地点において不検出)を公表(平24年1月20日)。

#### 【温泉】

- ・ 都道府県の担当部局に、地震発生後の温泉に付随する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、可燃性天然ガスの安全対策に万全を期すよう要請文書を発出(3月16日16:00)。

#### (5) 環境モニタリング状況

- ・ 地方自治体の担当部局に、有害物質等による環境汚染事故及び施設の破損等の事案があれば速やかに情報提供するように依頼(3月11日)
- ・ これまでに青森県より3件、宮城県より3件、山形県より4件、茨城県より2件、千葉県より11件、埼玉県より2件、群馬県より1件、神奈川県より1件、横浜市より1件、福島県より1件の報告。

青森県：①八戸市にある青森県の下水処理施設が破損し、通常の処理が行えなくなったことから、復旧対応中。

②八戸市内の製氷工場のアンモニアタンクが被害を受け、タンク内の圧力が高くなり制御できないため、緊急的にタンク内のアンモニアと水を混ぜて海域に流している。50m離れた地点で水質測定を行ったところ通常値であるので、監視中。

③八戸市内の海域に船舶及び車両が多数あり、船舶及び車両からの油が漂っているため、監視中。

- 宮城県：①県南、仙塩及び北上川東部流域の下水処理施設が破損し、通常の処理が行えなくなったことから、復旧対応中。  
②仙台市宮城野区にある工場から油が漏れて、貞山運河に流れたことから、オイルマットにより回収中。  
③3月11日に気仙沼市にある廃鉱の土砂堆積場から、ヒ素を含む土砂が鉱山敷地外に大量に流出したため、事業者が復旧対応中。
- 山形県：①最上川水系の下水処理施設3ヶ所が停電となり、下水処理ができないため、沈殿と滅菌処理を行ってから放流を実施。3月12日17:00までに電力が回復し、通常の下水処理に復旧した。  
②火力発電所において、排煙脱硫施設用の工業用水が地震により供給停止し、公害防止協定値を越えるばい煙を排出するおそれが生じたが、緊急用水を確保することにより回避。
- 茨城県：①水戸市の海岸に近い河川域で転覆した船舶から油が流出。監視中。  
②つくばみらい市の農家のボイラータンク内の油1,500Lが農業用水路に流出。オイルマットの設置等して対応中。
- 千葉県：県内の河川11ヶ所で油が流出。すべての箇所消防がオイルマットを設置して対応済。
- 埼玉県：①戸田市で塩酸がこぼれて側溝に流出。消防が塩酸の回収を実施し、3月12日に回収作業が完了した。市が現場を確認したところ異常は見られなかった。  
②鳩ヶ谷市でクロムを含む溶液がこぼれる。事業者が回収を実施し、3月11日に回収作業が完了した。市が現場確認（簡易水質検査も実施）したところ異常は見られなかった。
- 群馬県：古河機械金属（株）足尾事業場堆積場から表土等が渡良瀬川に流出し、河川水の白濁を確認。群馬県が水質調査を実施し、速報値として環境基準の超過はなし。原因者において回収作業を実施中。
- 神奈川県：3月11日に伊勢原市の園芸農家の重油タンクから重油400リットルが農業用水路に流出したことから、消防等でオイルマットを設置し、3月14日に回収作業が完了した。伊勢原市で河川の状態確認をしたところ異常は見られなかった。
- 横浜市：棧橋アームローダー付近で重油が海に50cc漏洩、オイルフェンス展張、吸着マットで回収。
- 福島県：しょうゆ工場でしょうゆ及びもろみタンクが倒れ河川に流出した。監視の結果、異常は見られなかった。

- ・都道府県・政令市の環境担当部（局）長に対し、地震による環境汚染を未然に防止するため、環境調査・モニタリング等について、必要な資機材・人員の派遣等の支援を要請。（3月14日17:00）
- ・上記の協力要請を受けて申出のあった協力内容を東北地方環境事務所に提供し、被災した自治体とのマッチングを依頼。現在、富山県、福井県、札幌市、名古屋市、神戸市、尼崎市の協力を受け、7件の支援が決定しているところ（5月20日）。
- ・関係団体（（社）日本環境技術協会等）に対し、環境汚染防止に関する支援を要請（3月15日・16日）
- ・（社）日本環境測定分析協会が、当協会会員有志の環境測定分析事業者と協力して、水や土壌等を対象とした無償での測定分析を開始（検査依頼受付期間：4月1日～5月31日）。
- ・被災地におけるアスベスト大気濃度調査に係る地方公共団体及び関係団体への周知及び協力依頼に関する通知文を発出。（3月28日17:00）
- ・解体現場等におけるアスベストの迅速な測定方法に係る意見交換会の開催及び測定業者等の参加者に対しアスベスト対策に関する協力を要請（3月29日）。
- ・（社）日本保安用品協会を通じ、複数の会社からマスクの無償提供の申出があったため、自治体を通じた被災者等への配布とアスベスト対策に関する正しい知識の普及啓発の推進を依頼する通知文を発出（4月5日）。
- ・（社）日本保安用品協会に対し、防じんマスク等の呼吸用保護具の増産を文書で要請（厚生労働省と連名）。（4月15日）
- ・東京都が、夏の大幅な電力不足に対応するために、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）を改正し、発電所等に対する排ガス規制に係る緊急時の特例措置の規定を設定。（4月21日）
- ・岩手県、宮城県など8県に対し、被災地において実施するアスベスト大気濃度調査に関する測定地点の選定を依頼する通知文を発出（5月16日）。
- ・福島県内の仮置き場における災害廃棄物の放射線モニタリング調査の結果を公表（5月17日）。
- ・緊急的に実施する海洋環境モニタリング調査について、6月1日に塩竈から出航し、6月2日より宮古沖の調査を開始する予定。（5月31日）
- ・緊急的に実施する環境モニタリング調査について、公共用水域（河川）の放射性物質濃度について速報値を公表（6月3日）。
- ・緊急的に実施する海洋環境モニタリング調査について、6月1日に塩竈から出航し、現在調査中。（6月6日）
- ・緊急的に実施する環境モニタリング調査について、地下水（福島市分）の放射性物質濃度について調査結果を公表（6月21日）。

- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、地下水（福島県の一部及びいわき市分）の放射性物質濃度について調査結果を公表（7月7日）。
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、福島県内の公共用水域の有害物質等の調査結果を公表（6月30日）。
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、岩手県及び宮城県内の公共用水域の有害物質等の調査結果を公表（7月8日）。
- ・ 被災地の大気環境モニタリング調査結果のうち、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素の分析結果について公表（測定した30地点すべてにおいて、濃度が環境基準値以下）（7月12日）。
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、青森県及び茨城県内の公共用水域の有害物質等の調査結果を公表（7月15日）。
- ・ 緊急的に実施した海洋環境モニタリング調査について、分析が終了した健康項目、ダイオキシン類、油分等の測定結果（中間報告）を公表。（7月22日）
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、地下水（青森県及び岩手県内の全40地点分）の有害物質濃度について調査結果を公表（7月28日）。
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、公共用水域（河川）の放射性物質濃度について速報値を公表（8月1日）。
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、地下水（福島県内の10地点分）の放射性物質濃度について調査結果を公表（8月4日）。
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、地下水（福島県内の101地点及び茨城県内の全36地点分）の有害物質濃度について調査結果を公表（8月4日）。（福島県内の5地点では、一部の項目に地下水環境基準値を上回る値がみられたため、福島県等において井戸の所有者に対し、直ちに飲用を控えるよう指導等を行ったことを確認。）
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、地下水（宮城県内の28地点分及び福島県内の10地点分）の有害物質濃度について調査結果を公表（8月18日）。（宮城県内の1地点で、鉛について地下水環境基準値を上回る値がみられたため、宮城県において井戸の所有者に対し、直ちに飲用指導等を行ったことを確認。）
- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査について、岩手県、宮城県及び福島県内の土壌の特定有害物質及びダイオキシン類の濃度について調査結果を公表（8月19日）。（全78地点中、鉛については12地点、砒素については11地点、水銀については3地点、ふっ素については2地点で土壌溶出量基準値を1.1倍～3.6倍上回る値がみられたため、近隣における井戸の使用状況を調査し、現在飲用に供されていないことを確認。）

- ・被災地の大気環境モニタリング調査結果のうち、ダイオキシン類及び有害大気汚染物質（優先取組物質）分析結果について公表（ヒ素及びその化合物について、宮城県内の1地点で指針値を超える値が検出）（8月30日）。
- ・緊急的に実施する環境モニタリング調査について、青森県及び岩手県、宮城県、福島県、茨城県内の公共用水域のダイオキシン類の調査結果を公表（9月6日）。（河川について、宮城県内4地点、福島県内1地点、茨城県内1地点で、水質の環境基準値を超過。）
- ・緊急的に実施する環境モニタリング調査について、地下水（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県内の86地点）のダイオキシン類について調査結果を公表（9月6日）。（福島県内の1地点で地下水環境基準値を超過したため、飲用指導等実施済み。）
- ・緊急的に実施した海洋環境モニタリング調査（調査実施日：6月3日～20日）について、取りまとめ結果を公表。（9月30日）
- ・ボランティア等が防じんマスクを着用していないとの指摘があることも踏まえ、ボランティア等に対する石綿ばく露防止教育の実施について依頼（9月15日）
- ・「第4回 東日本大震災アスベスト対策合同会議」を開催（10月6日）。
- ・緊急的に実施する環境モニタリング調査を行った地点のうち、青森県、岩手県、宮城県及び福島県の一部地点の底質について有害物質の追加測定を行い、結果を公表（10月11日）。
- ・10月11日から実施しているアスベスト大気濃度調査（第3次モニタリング）において、建築物のアスベスト除去工事現場からアスベストの飛散が確認されたため、報道発表（11月18日）
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、福島県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果を公表（11月15日）。（水質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～27Bq/Lであり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～60,000Bq/kg（乾泥）。）
- ・緊急的に実施する環境モニタリング調査で地下水の有害物質濃度が地下水環境基準値を上回った井戸における追加調査について、宮城県及び福島県内の調査結果を公表（11月18日）。（一部の井戸において基準値を上回る値が見られ、今後、継続的に地下水質のモニタリングを実施し、監視を行っていく予定。）
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、茨城県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果を公表（12月2日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出であり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～5,500Bq/kg（乾泥）。）

- ・ボランティア参加者への防じんマスク着用の更なる周知徹底を図るため、日本旅行業協会及び全国旅行業協会に対し被災地へのボランティアツアー企画における啓発について依頼（12月8日）
- ・8月30日に公表した大気環境モニタリング調査において、ヒ素及びその化合物について指針値を超える値が検出された1地点を含む宮城県及び茨城県内の4地点において再調査を実施し、分析結果について公表（問題がないことを確認）（12月9日）。
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、宮城県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果を公表（12月16日）。（水質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～3Bq/Lであり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～11,100Bq/kg（乾泥）。）
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、栃木県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果を公表（12月16日）。（水質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～1Bq/Lであり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～4,900Bq/kg（乾泥）。）
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、地下水（宮城県内の39地点、山形県内の41地点、福島県内の271地点、茨城県内の44地点及び栃木県内38地点分）の放射性物質濃度の測定結果を公表（12月16日）。（放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが福島県内の2地点で検出。今後も調査を実施する予定。）
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、山形県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果を公表（12月22日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出であり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～470Bq/kg（乾泥）。）
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、千葉県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果を公表（12月22日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出であり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～9,700Bq/kg（乾泥）。）
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、群馬県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果を公表（平24年1月13日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出であり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～4,600Bq/kg（乾泥）。）
- ・継続的に実施した第2次海洋環境モニタリング調査（調査実施日：

8月30日～9月1日)について、調査結果を公表(平24年1月20日)。

- ・ 緊急的に実施する環境モニタリング調査で地下水のダイオキシン濃度が地下水環境基準値を上回った井戸における追加調査について、福島県内の1地点及びその周辺井戸5地点(全6地点)のダイオキシン類の調査結果を公表(平24年1月24日)。(全ての地点において、地下水環境基準値以下。
- ・ 継続的に実施する環境モニタリング調査について、岩手県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果を公表(平24年2月17日)。(水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出であり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～990Bq/kg(乾泥)。)
- ・ 継続的に実施する環境モニタリング調査について、福島県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果(2回目)を公表(平24年2月17日)。(水質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～7Bq/Lであり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～87,000Bq/kg(乾泥)。)
- ・ 「旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプラン」に基づき、内閣府、文部科学省及び環境省の3府省が実施した飲用の井戸水等地下水のモニタリング調査について、1291地点分の放射性物質濃度の測定結果を公表(平24年2月17日)。(放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出。)
- ・ 継続的に実施する第2次土壤環境モニタリング調査について、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県内の土壤の特定有害物質及びダイオキシン類の濃度について調査結果を公表(平24年2月17日)。(全175地点中、鉛については24地点、砒素については29地点、水銀については1地点、ふっ素については8地点で土壤溶出量基準を1.1倍～30倍上回る値が見られたため、近隣における飲用井戸の有無を調査。当該井戸が確認された地点については、関係自治体において井戸の所有者に対し、飲用指導等を実施。また、鉛については2地点で土壤含有量基準を1.3倍～7.3倍上回る値が見られたため、当該地点の利用状況を調査し、人の立入りが制限されていることを確認。)
- ・ 青森県及び岩手県、宮城県、福島県、茨城県内の公共用水域の底質について、有害物質等の調査結果を公表(平24年3月6日)。(震災の影響により、被災地の環境が著しく汚染されている状況は確認されなかった。)
- ・ 東日本大震災により流出した災害廃棄物の総量推計結果を公表(平24年3月9日)。
- ・ 継続的に実施する環境モニタリング調査について、福島県内の公共用水

- 域における放射性物質濃度の測定結果（3回目）を公表（平24年3月19日）。（水質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～8Bq/Lであり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～80,000Bq/kg（乾泥）。）
- ・5月に引き続き、12月以降に実施した被災地における大気環境モニタリング調査結果について公表（環境基準値及び環境指針値が設定された物質については、測定した37地点全てにおいて環境基準値等を下回った）（平成24年3月30日）。
  - ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、福島県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果（4回目）を公表（平24年3月30日）。（水質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～2Bq/Lであり、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～260,000Bq/kg（乾泥）。）
  - ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、宮城県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果（2回目）を公表（平24年3月30日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが36～3,900Bq/kg（乾泥）。）
  - ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、茨城県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果（2回目）を公表（平24年3月30日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～5,800Bq/kg（乾泥）。）
  - ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、栃木県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果（2回目）を公表（平24年3月30日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～6,700Bq/kg（乾泥）。）
  - ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、群馬県内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果（2回目）を公表（平24年3月30日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが不検出～1,970Bq/kg（乾泥）。）
  - ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、千葉県、埼玉県及び東京都内の公共用水域における放射性物質濃度の測定結果（2回目）を公表（平24年3月30日）。（水質については、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出、底質については、放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが35～9,000Bq/kg（乾泥）。）

- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県内の公共用水域における一部地点の底質の放射性ストロンチウム追加測定結果を公表(平 24 年 3 月 30 日)。(ストロンチウム 90 が 0.4~6.8 Bq/kg(乾泥)。)
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、地下水(岩手県内の 42 地点、宮城県内の 39 地点、山形県内の 37 地点、茨城県内の 44 地点、栃木県内の 38 地点、群馬県内の 40 地点及び千葉県内の 54 地点分)の放射性物質濃度の測定結果を公表(平 24 年 4 月 13 日)。(全ての地点において、放射性ヨウ素、放射性セシウムともに不検出。今後も調査を実施する予定。)
- ・継続的に実施した第 3 次海洋環境モニタリング調査(調査実施日:12 月 6 日~26 日)について、調査結果を公表(平 24 年 4 月 13 日)。
- ・継続的に実施する第 2 次土壌環境モニタリングについて、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県内の土壌の特定有害物質の濃度について調査結果を公表(平 24 年 4 月 20 日)。(新たに土壌溶出量基準を上回る値が見られた地点については、近隣における井戸の飲用状況を調査し、現在飲用に供されていないことを確認。また、土壌含有量基準を上回る値が見られた地点については、当該地点の利用状況を調査し、人の立入りが制限されていることを確認。)
- ・継続的に実施する環境モニタリング調査について、地下水(福島県内の 264 地点分)の放射性物質濃度の測定結果を公表(平 24 年 5 月 10 日)。(全ての地点において、放射性ヨウ素、放射性セシウムは不検出。警戒区域内の 8 地点で調査した放射性ストロンチウムは、全 8 地点において放射性ストロンチウム 89 が不検出、放射性ストロンチウム 90 が 0.0004~0.0029Bq/L。今後も調査を実施する予定。)

## (6) 環境保健対策

- ・公害健康被害補償制度等における対応
  - ・被災者が「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に基づく公費負担医療等を受けられるよう、医療機関等において手帳の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県や公健法主管自治体、日本医師会、日本薬剤師会等に文書を発出(3 月 14 日)。
  - ・「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第 3 条第 3 項に基づき、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づく権利利益(法第 5 条第 2 条、第 24 条、第 37 条、第 40 条、第 41 条第 2 項)及び「石綿による健康被害の救済に関

する法律」に基づく権利利益（第5条第2項、第15条、第19条、第23条第3項）の満了日を延長して対応するよう、公健法主管自治体や環境再生保全機構、その他都道府県や保健所設置市、特別区、に文書を発出（3月22日）。

(7) その他

- ・ 特定非常災害特別措置法に基づき、環境省所管法令による行政上の権利利益（※）について、災害救助法が適用された市町村（東京都を除く。）における権利利益に係る満了日を平成23年8月31日まで延長するための告示を整備。（3月22日公布）
  - ※廃棄物処理法、温泉法、動物愛護法、鳥獣保護法、フロン回収破壊法、自動車リサイクル法による許可等の権利利益。
- ・ 地方公共団体が条例等により一定の排ガス性能を満たさない車両の運行を規制している場合であっても、燃料等の緊急物資輸送を迅速に行えるよう、各都府県において対応している旨を関係地方公共団体に確認し、全日本トラック協会等に通知。（3月22日）
- ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく基準適合表示等が付されていない特定特殊自動車について、被災地での災害復旧に使用する場合は暫定的に使用が可能である旨を業界団体に通知。（3月31日）
- ・ 被災地での災害復旧に使用する場合の使用可能期限を上記3月31日付の通知から延長し、平成24年3月31日まで使用が可能である旨等を業界団体に通知（5月31日）。
- ・ 環境省のホームページに、家庭でできる具体的な節電方法「7つのポイント」のページを立ち上げ、一般への節電協力を訴求している。（3月21日）
- ・ 避難所における簡易トイレ等の悪臭対策として、所管法人である（社）におい・かおり環境協会より被災地へ向け消臭剤等約5千個の送付を準備しているところ。（4月7日）
- ・ 家電エコポイント、住宅エコポイントの交換商品へ「東日本大震災の被災地支援寄附」（義援金は3月29日から、ボランティア・NPO活動支援のための募金は4月5日から）を追加したところ、5月末までに合計約1.2億円分のポイントが寄附された。
- ・ 国立環境研究所
  - ・ 被災地域の復旧・復興に貢献するため、「独立行政法人国立環境研究所東北関東大震災復旧・復興貢献本部」を設置（3月29日）。東北関東大震災関連ページを国環研ホームページに開設し、震災対策に関する研究者ネットワークを活用した取組や、関連する情報を発信中（3月31日）。この旨、国環研理事長より三役に報告（4月1日）。

平野内閣府副大臣に震災対策に貢献できる取組を報告（4月1日）。被災地自治体職員と国環研研究者のネットワークを設定し問い合わせに対応。北茨城～鹿嶋に職員を派遣し、現地で生じている災害廃棄物の状況調査等を実施（4月5日）。循環センター職員が宮城県の現地会議に出席。「東日本大震災復旧・復興貢献室」を設置（4月6日）。復旧・復興貢献本部から「災害廃棄物に関する緊急研究プログラム」を立ち上げることにしたことを伝達し、さらなる震災復旧・復興貢献のための研究テーマの整理・提出を全研究センター長に依頼（4月13日）。廃棄物資源循環学会タスクチームの活動の一環として職員を岩手県に派遣し、処理施設での燃焼実証試験の検討を実施（5月6日）。

- ・宮城県、福島県及び茨城県の「津波による被害が甚大な地点」や「避難所周辺」等の数地点においてアスベスト大気濃度の予備調査を実施予定（事務連絡を発出）（4月8日）。
- ・被災した地方自治体に対して、アスベスト大気濃度調査を実施する場合の情報共有を依頼するとともに、アスベスト大気濃度調査に関して支援の申出があった地方自治体、測定事業者等の情報提供を行う予定という内容の通知文を発出（4月8日）。
- ・宮城県、福島県及び茨城県内の数地点におけるアスベスト大気濃度の予備調査を4月13日より順次実施していく予定（4月12日）。
- ・全国的に完成車メーカーでの車両の生産に停滞が生じており、自動車NOx・PM法の基準適合車への代替ができないバス事業者等の業務に影響が生じるおそれがあることから、自動車NOx・PM法の車種規制の経過措置期間の特例措置についてパブリックコメントを実施（4月22日）。
- ・パブリックコメントを経て、上記の特例措置を設ける省令を公布（5月12日）。
- ・グリーン購入法の取扱いについて、東日本大震災の被災に伴い調達が困難となる場合には、柔軟に対応することを関係省庁連絡会議にて確認した。（4月25日）
- ・騒音規制法第18条の規定に基づく平成23年度の自動車騒音常時監視の実施及び結果報告に支障をきたすことが予想されることから、東日本大震災により被災した地方公共団体に対して、本業務に関する事務作業を軽減することを目的とした事務連絡を発出（4月26日）。
- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案を閣議決定（4月26日）

※環境省関連項目は以下の4点。①災害廃棄物の処理費用に関する国庫補助率の嵩上げ、②廃棄物処理施設の災害復旧費用に関する国庫補助率の嵩上げ、③石綿健康被害救済法に基づく一般拋出金の支払いの特例、④行方不明者の死亡推定による遺族給付の速やかな支給（公健法及び石綿救済法関係）。

- ・アスベスト大気濃度調査に係る予備調査の結果を公表(4月27日)。
- ・被災地の地方自治体に対して防じんマスクの確保を依頼する通知を发出(4月28日)
- ・東日本大震災の被災地において活動するボランティア等に防じんマスクの持参・着用の周知徹底等を図るように全国の地方自治体に対して依頼する通知を发出(4月28日)
- ・5月2日に公表した『東日本大震災におけるアスベスト調査委員会』を厚生労働省が開催する『東日本大震災の復旧工事にかかるアスベスト対策検証のための専門家会議』(メンバーは調査委員会と同じ)と合同で開催することとした(5月10日)。
- ・今年環境省に入省した新採用職員36名全員を東日本大震災の被災地に派遣することとし、第一陣は5月11日(水)出発。(5月10日)
- ・「第1回 東日本大震災アスベスト対策合同会議」を開催(5月11日)。
- ・自家発電設備の活用に係るばい煙排出基準の自治体上乗せ規制及び非常用発電機の稼働に関する取扱いに関する通知を发出(5月20日)
- ・被災地における悪臭の状況を把握するため、職員を宮城県気仙沼市等に派遣。(公社)におい・かおり環境協会の専門家も同行。(5月27日)
- ・自家発電設備の活用等に係る騒音・振動規制値の自治体上乗せ規制の取扱いについて適切な判断を行うよう地方公共団体に対して通知を发出(5月30日)
- ・「第2回 東日本大震災アスベスト対策合同会議」を開催(5月30日)。
- ・環境省全体で25%超の節電を目指す、環境省節電実行計画を策定し、発表。(5月31日)
- ・被災地の廃棄物処理に伴う悪臭対策について、市町担当者等へ助言・指導等を行うため、職員を岩手県陸前高田市、大船渡市、釜石市、宮古市、大槌町等に派遣。(公社)におい・かおり環境協会の専門家も同行。(6月6日～8日)
- ・自家発電設備の活用等に係る騒音・振動規制の取扱いについて適切な判断を行うよう地方公共団体に対して通知を发出(6月20日)。
- ・6月6日(月)から実施しているアスベスト大気濃度調査(第1次モニタリング)において、建物内でのアスベストの飛散が確認されたため、報道発表(6月21日)。
- ・水浴場の放射性物質の水質に係る目安を策定(6月23日)。
- ・6月21日に報道発表した内容を踏まえ、石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策について及び東日本大震災による津波により打ち上げられた船舶の解体等作業における大気汚染防止法の取扱いについて通知を发出(6月30日)
- ・「第3回 東日本大震災アスベスト対策合同会議」を開催(7月14日)。

- ・車両の生産の停滞はほぼ解消しているものの、架装に長期の時間を要する特殊な構造の消防自動車については、引き続き基準適合車への代替ができない状況が継続していることから、そのような消防自動車に限定して現行特例措置を延長するため、自動車 NOx・PM 法の車種規制の経過措置期間の特例措置を設ける省令の一部を改正する省令を 9 月 29 日に公布（10 月 1 日施行）
- ・「第 4 回 東日本大震災アスベスト対策合同会議」を開催（10 月 6 日）。
- ・「第 5 回 東日本大震災アスベスト対策合同会議」を開催（12 月 22 日）。
- ・10 月 11 日から実施しているアスベスト大気濃度調査（第 3 次モニタリング）において、建築物のアスベスト除去工事現場からアスベストの飛散が確認されたため、報道発表（平 24 年 1 月 10 日）
- ・宮城県石巻市内において廃棄物・リサイクル対策部、水・大気環境局、厚生労働省、宮城県及び石巻市との合同パトロールを実施（平 24 年 2 月 2 日）
- ・「第 6 回 東日本大震災アスベスト対策合同会議」を開催（平 24 年 3 月 14 日）。
- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく基準適合表示等が付されていない特定特殊自動車を被災地での災害復旧に使用する場合の扱いについて、期限の到来により終了（平 24 年 3 月 31 日）。
- ・自動車 NOx・PM 法に基づく消防自動車に対する車種規制の経過措置期間の特例措置について、期限の到来により終了（平 24 年 3 月 31 日）。
- ・東日本大震災による洋上漂流物の漂流予測結果を公表（平 24 年 4 月 6 日）。

#### (8) 福島第一・第二原子力発電所事故への対応

＜最新のモニタリング結果＞ 平 24 年 5 月 11 日 11:00 異常なし

※・・・離島等における測定結果（具体的には利尻（北海道）、竜飛岬（青森県）、佐渡関岬（新潟県）、越前岬（福井県）、隠岐、播竜湖（ともに島根県）、禰原（高知県）、対馬、五島（ともに長崎県）、辺戸岬（沖縄県）

（モニタリングデータ公開システム <http://housyasen.taiki.go.jp/>）

- ・現地オフサイトセンターへ職員 1 名を派遣。（3 月 20 日～）
- ・福島県における除染対策を原子力災害対策本部の被災者支援チームと協力して促進するため、森谷関東地方環境事務所長をチーム長とし、スタッフとして環境省職員 4 名、民間専門家（土壌環境センター）2 名、計 7 名からなるチームを福島市に設置した。（8 月 22 日）
- ・第 1 回環境回復検討会を開催（9 月 14 日）。
- ・第 2 回環境回復検討会を開催（9 月 27 日）。
- ・「災害廃棄物安全評価検討会・環境回復検討会 第 1 回合同検討会」を開催（10 月 10 日）
- ・「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針骨子案」及び汚染廃棄物対

- 策地域・除染特別地域・汚染状況重点調査地域・除染実施計画を定めることとなる区域の指定の要件の案に対する意見の募集（パブリックコメント）を開始（10月17日～10月26日）。
- ・「放射性物質汚染対処特措法 省令事項素案」に対する意見を募集（パブリックコメント）（11月8日～17日）。
  - ・東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について、福島県において説明会を開催（10月29日）
  - ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針を閣議決定（11月11日）。
  - ・除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合を開催（11月18日）
  - ・柏市において発見された高線量箇所において、土壌中の放射性セシウムの濃度等の測定を行い、その結果の中間報告を取りまとめ、公表（11月28日）。
  - ・来年1月以降に環境省の直轄事業として開始される本格的な除染活動の拠点となる檜葉町、富岡町、浪江町、飯舘村の役場の除染などを自衛隊が開始（12月7日）。
  - ・放射性物質汚染対処特措法施行令を閣議決定（12月9日）。
  - ・第3回環境回復検討会を開催（12月11日）。
  - ・放射性物質汚染対処特措法に基づく特定廃棄物・除去土壌の処理の基準等の法の施行に関し必要な事項などを定めた施行規則や、汚染廃棄物対策地域等の指定の所要の要件等を定める省令を公布（12月14日）。
  - ・除染等の措置や除去土壌の収集・運搬・保管、実施区域の指定のための調査測定方法を、具体的にわかりやすく説明する除染関係ガイドラインを公表（12月14日）。
  - ・「旧緊急時避難準備区域の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプラン」に基づき、内閣府、文部科学省及び環境省の3府省が実施した飲用の井戸水等地下水のモニタリング調査について、1317地点分の放射性物質濃度の測定結果を公表（12月26日）。（放射性ヨウ素が不検出、放射性セシウムが4地点で検出。検出地点においては再調査を実施する予定。）
  - ・岩手県宮古市内において廃棄物・リサイクル対策部、水・大気環境局、厚生労働省、岩手県及び宮古市との合同パトロールを実施（平24年3月1日）

廃棄物処理施設の被災状況について

	焼却施設				し尿処理施設				最終処分場				燃料化施設				粗大ごみ処理施設				資源化施設				保管施設				リユース・リペア施設				コミュニティプラント				その他			
	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数	停止	確認中	稼働中	総数
青森県	0	0	24	24	2	0	12	14	0	0	55	55	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	27	27	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
岩手県	3	0	23	26	1	0	15	16	0	0	34	34	0	0	1	1	0	0	14	14	0	0	48	48	0	0	24	24	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	1	1
宮城県	1	0	23	24	3	0	12	15	1	0	32	33	0	0	3	3	1	0	12	13	1	0	63	64	0	0	18	18	0	0	2	2	0	0	4	4	0	0	5	5
秋田県	0	0	23	23	0	0	16	16	0	0	41	41	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	25	25	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
山形県	0	0	21	21	0	0	11	11	0	0	19	19	0	0	1	1	0	0	7	7	0	0	43	43	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12
福島県	2	0	27	29	1	0	21	22	1	0	47	48	0	0	6	6	0	0	14	14	0	0	57	57	0	0	26	26	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	10	10
茨城県	0	0	36	36	0	0	37	37	0	0	19	19	0	0	8	8	0	0	27	27	0	0	40	40	0	0	38	38	0	0	1	1	0	0	11	11	0	0	4	4
栃木県	0	0	23	23	0	0	15	15	0	0	15	15	0	0	13	13	0	0	18	18	0	0	56	56	0	0	10	10	0	0	2	2	0	0	1	1	0	0	12	12
群馬県	0	0	27	27	0	0	27	27	0	0	34	34	0	0	4	4	0	0	18	18	0	0	64	64	0	0	17	17	0	0	1	1	0	0	24	24	0	0	5	5
埼玉県	0	0	64	64	0	0	39	39	0	0	45	45	0	0	3	3	0	0	30	30	0	0	95	95	0	0	40	40	1	0	3	4	0	0	1	1	0	0	1	1
千葉県	0	0	73	73	0	0	34	34	0	0	59	59	0	0	4	4	0	0	28	28	0	0	102	102	0	0	32	32	0	0	5	5	0	0	7	7	0	0	1	1
神奈川県	0	0	47	47	0	0	14	14	0	0	31	31	0	0	2	2	0	0	31	31	0	0	86	86	0	0	26	26	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	3	3
新潟県	0	0	52	52	0	0	27	27	1	0	59	60	0	0	2	2	0	0	52	52	0	0	105	105	0	0	12	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
山梨県	1	0	13	14	0	0	14	14	0	0	5	5	0	0	1	1	0	0	7	7	0	0	35	35	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	11	11	0	0	0	0
静岡県	0	0	57	57	0	0	36	36	0	0	76	76	0	0	1	1	0	0	32	32	0	0	61	61	0	0	34	34	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	6	6
合計 (10/12 16 時時点)	7	0	583	590	7	0	343	350	3	0	592	595	0	0	49	49	1	0	336	337	1	0	944	945	0	0	318	318	1	0	24	25	0	0	89	89	0	0	76	76
前回合計 (8/11 16 時時点)	11	0	579	590	9	0	341	350	5	0	590	595	0	0	49	49	1	0	336	337	1	0	944	945	0	0	318	318	1	0	24	25	0	0	89	89	0	0	76	76

※神奈川県以北(北海道を除く)及び静岡県の15都県における、現時点の現地速報調査報告より集計。

※前回調査からの増減は、施設の被害状況の精査により新たに判明した場合等を含む。

※下線部分は今回変更した箇所である。

※施設の総数は平成21年度一般廃棄物処理実態調査による。

※停止は災害により稼働を停止(一部停止を含む)している施設数。

※静岡県の施設被害は平成23年3月15日に発生した地震によるものである。